

静岡県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として指定した次の施設の指定を取り消した。

令和2年7月16日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定の取消し

施設名	所在地	種別
ニューウェルサンピア沼津	沼津市宮本18-23	老人ホーム

2 指定の取消しの年月日 令和2年7月16日